

令和3年3月17日

公益社団法人白河法人会

会長 小野利廣 殿

白河 税務署長

藤田 一 志

「消費税 インボイス制度」に係る事業者の登録申請に関する周知等のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）につきましては、令和5年10月から導入され、令和3年10月には適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

事業者の方が、令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月までに登録申請書を提出していただき適格請求書発行事業者となる必要があります。

国税庁では、本年10月から始まる適格請求書発行事業者の登録申請の受付について、事業者の方に広く知っていただくために別紙のリーフレットを作成し、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトに掲載しました。また、広報誌等へ掲載するための広告を別添のとおり作成しました。

つきましては、貴会ホームページへの以下のURLの掲載や会員向け広報誌等への広告の掲載をはじめ、各会員の皆様へのインボイス制度の周知に御協力をお願いいたします。

なお、インボイス制度特設サイトでは、別紙リーフレットのほかインボイス制度を解説した各種パンフレットや様々な事例についての「Q&A」、さらに説明をオンラインで御覧いただける「国税庁動画チャンネル」も掲載しています。

※ 広告の掲載に際しては、縮小又は拡大は構いませんが、文言の修正等、内容の改変は御遠慮ください。

(国税庁ホームページ：インボイス制度特設サイト)

ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > 税目別情報 >
消費税 > 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）
> インボイス制度

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

特設サイトへ



事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から

登録申請書
受付開始!

令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書
(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

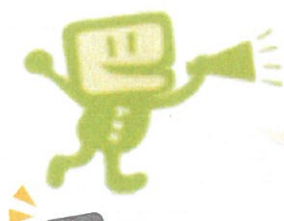
令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度導入に当たっての事前準備について

適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- ・ 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- ・ 取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- ・ 適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

➤ 売手の立場としての事前準備

- ・ 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、②インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。
- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

➤ 買手の立場としての事前準備

- ・ インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- ・ 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- ・ インボイス制度に係る社員研修の実施。

早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を！！

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利！！

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

➤ 登録通知が早く受け取れる！

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

➤ 紛失リスクがない！

登録通知は、メッセージボックス内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

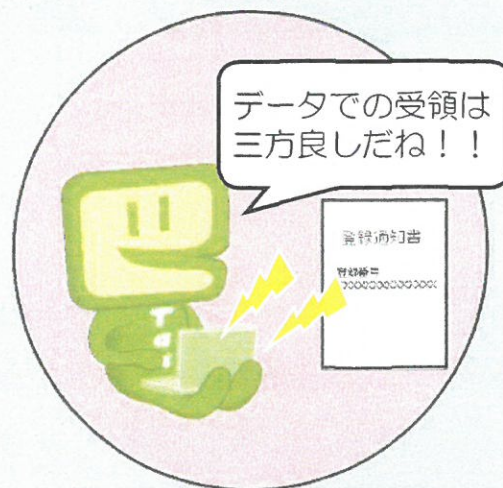
➤ 取引先への連絡が便利！

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

➤ 税理士にもお知らせが届く！

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



取引先にとって…

➤ 書面保存が不要！

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

➤ 真正性の確認が可能！

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト（WEB版）を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

「データ」で受け取っても大丈夫！！

登録通知がe-Taxで通知されたことはすぐに分かるの？

⇒ 登録通知がメッセージボックス内に格納されると、メールでお知らせします！

※ 事前にメールアドレスの登録が必要です。

印刷できないの？

⇒ 書面通知と同様の形式での印刷が可能です。



個人事業者は、マイナンバーカードがないと、メッセージボックスの登録通知が確認できないのでは？

⇒ 個人事業者の方がメッセージボックス内の登録通知を確認する際には、マイナンバーカード等がなくても利用者識別番号及び暗証番号のみで確認できます！

※ マイナンバーカードがあればメッセージボックス内の全ての情報が確認できてより便利です。

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

「データ」で受け取るとみんなペーパーレス！！

登録通知をデータで受け取ると、登録情報のやり取りが全てデータで完結できます！

